

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

コロンビアにおける一村一品運動(以下OVOP)は、平和構築と地域の復興に向け、住民の関係性の回復と共同・協働・団結を通じた地域共同体の強化を目指して推進されている。2009年に副大統領主催でOVOPセミナーを開催したことから始まり、2009年6月には、国家企画庁(以下DNP)のリーダーシップの下、OVOP中央実行委員会が結成され、OVOPの推進メカニズムの構築を図ってきている。

これまでに、JICAは短期専門家2名(一村一品運動推進、地域振興)の派遣と、地域別・国別研修(OVOP運動推進:29名参加済)の実施を通じてこれを支援してきており、国立職業訓練庁の全国TV会議システムを活用したOVOP概念の普及、OVOPにかかるコンセプトペーパーの策定、OVOP中央実行委員会によるOVOPイニシアチブ評価指標の設定、29県(国内の県の90%)から213件の応募があったOVOPイニシアチブ(地域資源を活かした付加価値活動)の評価と選定(12イニシアチブ(※))、そして、OVOP全国大会等が実施されてきている。

これらの活動を通じ、コロンビア政府はOVOPの意義を認め、これを国家レベルで推進していくこととして、OVOPを地域開発戦略として国家開発計画(2010年-2014年)に位置づけた。さらに同政府は、OVOPの概念や経験を踏まえて、地域開発国家政策を策定することとしており、今後はOVOP12イニシアチブのフォローを中心に、OVOP運動の全国普及を図ることとしている。

このような背景の下、本事業では、コロンビアが取り組んでいるOVOP運動を拡大し、そのメカニズムを開発・強化して広く人々が裨益する地域開発モデルを構築していくことにより、OVOP運動の主体である地域の参加者と運動を支援・促進する行政の能力強化、及び地域開発のモデルの確立を支援することにより、地域・コミュニティの経済的自立発展と住民の協力・信頼関係の構築を行い、もって地域の安定と発展に寄与することを目的としている。

(※)イニシアチブとは、地域に固有の独創的な製品・サービス・アイデアを通じて地域開発を推進している地域の組織・組合であって、OVOP中央委員会が認めたものを言う。

7. 業務の内容

本業務は、本プロジェクト長期専門家及びC/Pと協働で、本事業が目指す「人々に広く裨益する地域開発モデルの構築」並びに上位目標としての「コミュニティの一体性」の強化にあたって、経済・社会的発展のうち、社会的発展についてプロジェクトで取扱うべき項目、指標(案)を検討・設定すると共に、現地リソース(カウンターパート、ローカルコンサルタント)を活用したベースライン調査の実施と支援、並びに研修/技術支援計画(案)を策定する。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1)国内準備期間(2014年3月中旬)

- ① プロジェクト関連資料(平和構築関連資料も含む)の収集・整理・分析を行い、現地での円滑な業務遂行に向けた準備を行う。
- ② ローカルコンサルタントを活用したベースライン調査について、ローカルコンサルタントへの業務委託内容を検討し、JICA産業開発・公共政策部に提案する。

- ③ 上記①の分析結果を基に、現地派遣期間における業務方針・方法等について記述した業務実施計画書(和文・英文または西文)を作成し、JICA産業開発・公共政策部に提出・説明を行う。

(2) 現地派遣期間(2014年3月中旬～2014年4月下旬)

- ① 現地業務開始時に関係者(C/P機関、プロジェクト専門家、JICAコロンビア支所)に業務実施計画書を提出し、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について内容の確認を行う。なお、活動計画の修正が必要な場合は、プロジェクト関係者の確認を得た上で修正し、修正内容についてJICA産業開発・公共政策部、JICAコロンビア支所に報告する。
- ② 業務実施計画書に基づき、主に以下の項目について、JICAコロンビア支所で契約するローカルコンサルタントと共に一部イニシアチブでのベースライン調査等の実施及びその過程でカウンターパート及びローカルコンサルタントに技術的な助言・支援を行う。また、ローカルコンサルタントと分担しその後引き続き同調査を全イニシアチブで実施する。それらの結果を取りまとめプロジェクト長期専門家及びJICAコロンビア支所に提出する。
 - ア) 他機関等からの情報収集を通じ、対象地域における紛争で影響を受けた人々・経済社会的格差の下での社会的弱者の有無・特性・ニーズについて確認・分析する。
 - イ) 各イニシアチブにおいて、紛争の影響を受けた人々や社会的弱者に対するコミュニティでの対応・心情を調査・分析すると共に、各イニシアチブの社会的発展の側面からの活動状況について情報を収集する。
 - ウ) 上記ア)及びイ)を踏まえ、コミュニティと調和したコミュニティ開発事業として行うべき活動、及び配慮すべき項目を検討する。
- ③ 詳細計画策定調査で固まっていない PDM の指標(案)を設定し、モニタリング方法を検討する。
 - ア) 上記②を活用し、C/P及びプロジェクト長期専門家と協働し、PDMの指標(案)を設定し、併せて必要に応じPOを改訂する。
 - イ) 上記ア)に基づき、今後の活動内容・投入につき提言を行う。
 - ウ) 設定したPDM指標(案)のモニタリング方法を検討する。
- ④ 上記②、③に関し、ベースライン調査で不足している項目がある場合には、当該内容を補足収集するための提言を行う。
- ⑤ 上記②、③を踏まえ、12イニシアチブ強化のための診断を実施し、同時期に派遣予定の中小零細ビジネス専門家と協働し、OVOPアクションプラン策定のための国/地域レベルの関係者に対する研修/技術支援の計画(案)を策定するとともに、アクションプラン策定が可能なイニシアチブについては、アクションプラン策定のための技術的助言をイニシアチブに行う。
- ⑥ 現地業務結果報告書(英文または西文)を作成し、C/P機関及びJICAコロンビア支所に提出し、報告する。

(3) 帰国後整理期間(2014年4月下旬～5月下旬)

- ① 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA産業開発・公共政策部に活動成果、今後の課題等について報告する。
- ② 上記(2)④に基づき、現地にて補足収集された内容につき、分析し、JICA産業開

発・公共政策部に報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

（1）業務実施計画書

- ・ 和文3部（JICA産業開発・公共政策部、JICAコロンビア支所、プロジェクトチーム）
- ・ 英文または西文4部（C/P機関、JICA産業開発・公共政策部、JICAコロンビア支所、プロジェクトチーム）

（2）現地業務結果報告書

- ・ 英文または西文4部（C/P機関、JICA産業開発・公共政策部、JICAコロンビア支所、プロジェクトチーム）

記載項目は以下のとおり。

- ①業務の具体的内容
- ②業務の達成状況

（3）専門家業務完了報告書（和文3部）

- ・ 和文3部（JICA産業開発・公共政策部、JICAコロンビア支所、プロジェクトチーム）

記載項目は以下のとおり。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況
- ③ 業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④ プロジェクト実施上での残された課題
- ⑤ その他

C/Pやプロジェクト専門家と協力して作成したベースライン調査結果、PDMの指標案、PO案、研修/技術支援の計画（案）を参考資料として添付すること。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。

留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む（見積書に計上して下さい）。

（2）戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認める。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>）を参照のこと。

（3）一般管理費等の上限加算

特になし。

10. 特記事項

(1) 12イニシアチブに係る実施済みの調査結果の最大限の活用

12イニシアチブに係る基礎調査を2011年3月にローカルコンサルタントが実施しており、またその後コロンビア側実施機関が各イニシアチブへの訪問を行い調査結果をまとめている。これらの結果を現地調査開始段階で精査し、効率的なベースライン調査を実施できるよう活用すること。

(2) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2014年3月中旬～4月下旬を予定していますが、ある程度の日程調整は可能。現地は4月14日から20日まではセマナサンタ（イースター）となり、実施機関も休暇時期となることが考えられ、効率的な作業の実施が求められる。

②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおり（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載）。

- ・ 業務調整（長期派遣専門家）
- ・ 中小零細ビジネス支援（短期派遣専門家）
- ・ ローカルコンサルタント（コミュニティ開発/社会的包摂）1名（JICAコロンビア支所が契約）
- ・ ローカルコンサルタント（中小零細ビジネス支援）1名（JICAコロンビア支所が契約）

③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおり。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 国内移動及び車両借上げ

イニシアチブ訪問に係る国内移動のための航空賃及び車両の提供（市外地域への移動を含む。）は、プロジェクト側で負担する。

エ) 通訳備上

英語で作業が可能なローカルコンサルタントを備上予定であり、合同での作業ではローカルコンサルタントからの支援を受けることが可能。単独行動の場合、日－西か英－西の通訳備上を予定しているが、スペイン語での業務経験があれば望ましい。

オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジする。

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

- ①本業務に係る資料は当機構産業開発・公共政策部産業・貿易第一課

(TEL:03-5226-8064)にて閲覧できます。

②本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

・プロジェクト基本情報

(<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWParentSearch/2A00E148389CA32049257BF30079DFE3?OpenDocument&pv=VW02040102>)

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② コロンビア国内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、機構総務部安全管理室、JICAコロンビア支所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。